

農用地区域除外の要件

農用地区域を除外するには、次に掲げる5要件をすべて満たし、除外した後の土地利用について農地法、土地計画法等他法令による許認可が必要な場合は、その許認可の見込みがあるときのみ除外申出をすることが出来ます。

要件1 当該土地を除外により農用地等以外の用途に供することの必要性かつ適当性があり、他の土地で代えることが困難である。

- 農用地区域内にのみ自己所有の土地がある場合には、それを除外しようとするときは、農用地区域外に代替地を求めるよう努め、それでも代替地がない場合にのみ、その経緯を述べそれにより除外を検討するものとします。
- 農用地区域内に土地を求め、それを除外しようとする場合には、その場所でしかできない理由（農用地区域外でなぜできないのか）が必要になります。

要件2 除外する土地が農用地の集団化、作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないものであること。

要件3 担い手の農用地利用集積に支障を及ぼすおそれのないこと。

要件4 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないものであること。

要件5 土地改良事業等によって土地基盤整備事業を実施中の地区内の土地及び当該事業が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していない土地は農用地区域から除外できません。

※1ha以上の案件は、農振除外申出の前に県の土地対策会議等の審議が必要になります。

